

MY企業年金通信

No. 2017-02

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】2017 年 10 月 1 日付育児休業に係る制度の見直し	厚年基金	DB	D-C	その他

ポイント

「雇用保険等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）」により、2017 年 10 月 1 日から「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されることにより、育児休業に係る制度が見直しされます。

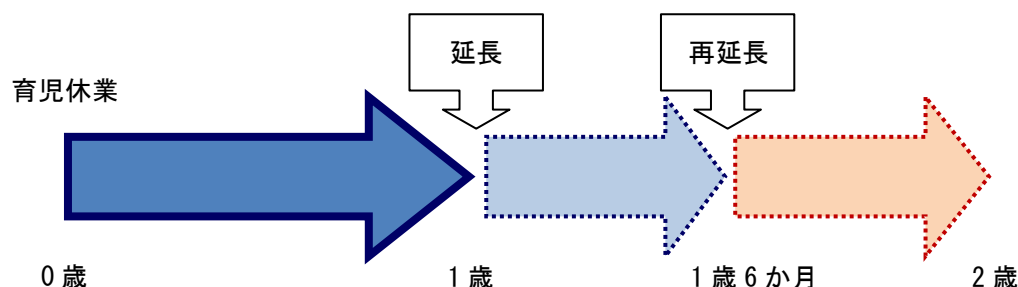
当該法改正により、確定給付企業年金規約において、育児・介護休業等に関する規則等を引用している場合には、確定給付企業年金規約の変更が必要となります。

1. 背景・経緯

2017 年 3 月 31 日付で公布された「雇用保険等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）」により、2017 年 10 月 1 日から育児休業に係る制度が見直しされます。

【育児休業に係る制度見直しの内容】

- (1) 原則1歳までである育児休業を6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月（2歳まで）の再延長を可能にする。
- (2) 上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。



2. 確定給付企業年金制度への影響について

確定給付企業年金規約において、育児・介護休業等に関する規程等を引用している場合には、確定給付企業年金規約の変更が必要となります。

3. 確定給付企業年金規約の変更方法等について

当該法改正に伴い確定給付企業年金規約を変更する場合には、次の手続きが必要となります。

- (1) 給付減額に該当せずに給付額算定期間の算定方法を変更する場合（「確定給付企業年金制度について」第1の3(4)に該当する場合（※1））は届出となります。

ただし、規約が、従来から「育児休業等取得時に加入者資格を喪失し復職時に再度加入者資格を取得する」内容となっている場合で、当該法改正に伴い、更に6ヵ月間育児休業を取得できるように労働協約を変更し、規約の中で当該労働協約の効力日変更のみを行なう場合は、確定給付企業年金法施行規則第7条第1項第13号（※2）に該当するため、届出不要となります。

なお、規約を、新たに「育児休業等取得時に加入者資格を喪失し復職時に再度加入者資格を取得する」内容とする場合には、承認（認可）申請が必要となります。

また、確定給付企業年金法施行令第12条第4項（※3）に該当すれば理事長専決が可能です。

※1：「確定給付企業年金制度について」第1の3(4)「休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。）

期間中の者について、休職等期間の全部又は一部を給付の額の算定の基礎から控除する場合（当該期間を給付の額の算定の基礎から控除することに合理的な理由がある場合に限る。）又は給付の額の算定の基礎から控除していた休職等期間の全部又は一部を通算する場合」

※2：確定給付企業年金法施行規則第7条第1項第13号「（規約の軽微な変更等）第7条 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

13 法令の改正に伴う変更に係る事項（法第4条第5号に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）」

※3：確定給付企業年金法施行令第12条第4項「理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において緊急を要すると認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で緊急に行う必要があるものを処分することができる。」

- (2) 2017年10月1日までに規約変更手続きを完了できない場合には、規約変更の適用日を2017年10月1日まで遡及することはできません。

4. その他

当該法改正に係る規約変更に関してご不明な点がある場合には、当社の営業担当者あてにご連絡ください。

以 上

ここでご案内する内容は、作成時点の情報に基づいて作成しておりますので、今後の厚生労働省からの回答等により変更となる場合があります。